

児童クラブ利用児童及び保護者の皆様

札幌市子ども未来局子ども育成部長  
山本 真司

**緊急事態宣言の期間延長に伴う令和 2 年 5 月分の児童クラブの  
有料時間帯利用料の取扱いについて**

日頃より、本市の子ども関連施策に対し、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和 2 年 5 月 4 日（月）付で、国による緊急事態宣言の期間が 5 月 31 日（日）まで延長され、これに伴い、北海道における緊急事態措置の対象期間についても同日まで延長されたところです。

こうした状況を踏まえ、令和 2 年 5 月分の児童クラブ有料時間帯利用料につきましては、特例として、下記の取り扱いとさせていただくことといたしました。

皆様には大変お手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

**《児童クラブ有料時間帯利用料の取扱い》**

児童クラブの有料時間帯の利用申込をされている方については、原則として、実際の利用の有無等にかかわらず、料金が発生し、還付等を行わない取扱いとさせていただいているところです。

また、有料時間帯の利用を中止される場合には、利用月の前月までに「児童クラブ変更申込書」を提出していただくこととさせていただいております。

しかしながら、令和 2 年 5 月に関しては、当月に入った後、連休期間中に緊急事態宣言の期間が月末まで延長され、それに伴い、就労先の休業が延長となる等の結果、有料時間帯の利用が不要となったケースが発生しているものと想定されます。

このことについて、上記の通り、利用月の前月の時点では状況の予測が困難であったことに加え、現在、児童クラブについては、可能な限り在宅での保育をお願いしている趣旨を勘案し、令和 2 年 5 月に有料時間帯を利用しなくなった方については、以下の期限内にお手続き・お申し出をいただいた場合、利用料を徴収しないことといたしました。

大変短い期限設定となっており、申し訳ございませんが、必要な方は期限内のお手続きをよろしく願いいたします。

### 【お手続き期限】

令和2年5月9日（土）

### 【お手続き方法】

上記期限内にご利用中の児童会館又はミニ児童会館に「児童クラブ変更申込書」をご提出ください。

なお、期限までの日数が短いことから、書類の提出が難しい場合は、ご利用されている児童会館又はミニ児童会館に上記期限内に電話等でお申し出ください。

（期限以降のお申し出には対応できませんので、ご了承ください）

### 《留意事項》

- 5月中、一度でも有料時間帯を利用された方は、対象となりませんので、ご了承ください。
- 前述の通り、本来、児童クラブ有料時間帯の利用を中止される場合は、利用月の前月までに「児童クラブ変更申込書」をご利用されている会館に提出していただくこととしております。

令和2年6月以降につきましては、本来どおりの対応とさせていただきます、月の中途での中止や料金の還付等についてはお受けできませんので、就労先の状況等を踏まえて、月の全体を通して利用しないことが見込まれる場合には、事前に「児童クラブ変更申込書」の提出をお願いいたします。

※ 利用を中止した場合でも、月の途中で有料時間帯を利用する必要がある際には変更申込書を提出いただくことで、有料時間帯をご利用可能です。

### 《利用の自粛について》

現在、児童クラブに関しましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、可能な限り、在宅での保育をお願いしているところです。

札幌市においては、全国の中でも特に感染状況が深刻であることを踏まえ、改めて、保護者の方に仕事があり、児童ひとりでの留守番が困難であるなど、やむを得ない場合のみのご利用としていただきますようお願いいたします。

【担当】 札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 放課後児童係（Tel211-2989）